

時間外労働に関する協定届 休日労働

| 事業の種類 | | 事業の名称 | | | 事業の所在地(電話番号) | | | |
|--------------------------|-------------------------|---------------------------------------|--------------------|--------|-------------------------------|------------------|-------|------------|
| 配管工事業 | | 県営住宅〇〇団地第1期第2工区建替建設工事 〇〇団地第2工区 作業所 | | | 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 0743-54-〇〇〇〇 | | | |
| | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数 〔満18歳以上の者〕 | 所定労働時間 | 延長することができる時間 | | | 期間 |
| | | | | | 1日 | 1日を超える一定の期間(起算日) | | |
| | | | | | 1ヶ月(毎月1日) | 1年(10月14日) | | |
| ① 下記②に該当しない労働者 | (1) 工事施工期間又は時間に制限を受ける場合 | 管工事業 | 4人 | 1日8時間 | 13時間 | 30時間 | 250時間 | 自平成18年3月6日 |
| | (2) 品質管理上又は安全上中断できない場合等 | | | | | | | 至平成19年3月5日 |
| ② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者 | | | | | | | | |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | | 業務の種類 | 労働者数 〔満18歳以上の者〕 | 所定休日 | 労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻 | | | 期間 |
| (1) 工事施工期間又は時間に制約を受ける場合 | | 管工事業 | 4人 | 毎週土曜 | 1ヶ月 2日間 | | | 同上 |
| (2) 品質管理上又は安全上中断できない場合等 | | | | 日曜 | 8:00~18:00 | | | |
| | | | | 祝、祭日 | | | | |

協定の成立年月日 平成 18 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

〇〇団地第2工区機械設備工事 作業所

氏名 所長 〇〇 〇



協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(挙手による)

平成 18 年 月 日

使用者 共栄・〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

〇〇労働基準監督署

代表者 共栄工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇



記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
 - 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える变形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。